【新潟県】Uターン促進奨学金返還支援事業

支えてくれる人がいる。
支えてくれる街がある。

「地元で働きたい…」
そんな想いを、新潟県は支えます

30歳未満の方を対象に、

最大120万円を支援します！

新潟県では、県内にUターン転職した方の、奨学金等の返還を支援します。

U-TURN NIIGATA

新潟県

お問い合わせ申請先

産業労働部　しごと定住促進課
〒950-8570　新潟市中央区新光町４番地１
TEL 025-280-5635
E-mail ngt050050@pref.niigata.lg.jp

詳細な内容は裏面へ▶

支援対象者要件

本県出身
新潟県内の下記のいずれかを卒業
- 高等学校
- 中等教育学校後期課程
- 特別支援学校高等部
- 専修学校高等課程又は高等専門学校

学　歴
下記のいずれかを卒業
- 専修学校（専門課程）
- 高等専門学校
- 短期大学
- 大学　●大学院

県外での就業期間
大学等卒業後、通算１年以上

年　齢
転入した日の年齢が
30歳未満

就　業
転入後６か月以内に就業（次のいずれかに該当）
- 県内に本社を有する会社等に雇用された方（※）
- 県内の個人事業者に雇用された方（※）
- 県外に本社を有する会社等の県内の事業所等に、県内での勤務を条件に雇用された方（※）
- 県内で個人事業（農業、漁業など）を営む方又はその事業専従者
- 県内に本社を有する会社等を設立・経営した方

※雇用期間１年以上の見込みがあり、かつ、フルタイム勤務

奨学金の返還
大学等に在学中に修学のために貸与を受けた次の奨学金等を返還していること
- 日本学生支援機構の奨学金（第１種・第２種）
- 新潟県奨学金
- 母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金）
- 生活福祉資金貸付制度（教育支援費）

■ 支援対象者の認定を受けるための申請は、**県内転入後６か月以内に手続きが必要**です。

助成期間及び助成額

助成期間
県内に転入し就業した日の属する年度の翌年度から
最長６年間

助　成　額
- **交付申請年度の前年度において返還した奨学金等の額**（利息を除く）
  ※年間20万円が上限となります。
- **助成総額の上限　120万円**
  ※県内に転入・就業した日の属する年度の前年度末の奨学金等の残額の1／2が上限となります。

（注）県の支援対象となる奨学金等の返還に対し、市町村から補助金等が交付されている場合は助成金が交付されない又は減額される場合があります。

申請方法

「にいがた暮らし」HPトップページの奨学金返還支援事業バナーをクリック。申請書様式をダウンロードできます。

申請書提出先
新潟県　産業労働部
しごと定住促進課
〒950-8570
新潟市中央区新光町４番地１

「にいがた暮らし・しごと支援センター」は、新潟に興味をお持ちの皆さまに、新潟の「暮らし」と「しごと」に関する情報提供や、移住に向けた支援を行う総合相談窓口です。

- 新潟の「暮らし」と「しごと」全般に関する情報を提供します！
- 住まい探しもサポートします！
- 個人個人のニーズに合わせて移住をサポートします！
- 希望に沿った新潟県内の求人案件を紹介します！

ご利用の流れ

1 ご登録　登録は最短１分で完了します。
ご登録はこちらから →

2 ご連絡　どのようなサポートがご希望か確認させていただくため、センターからご連絡します。

3 サポート開始　個人個人のニーズに合わせた情報提供や各種支援を開始します。

表参道オフィス
〒150-0001　東京都渋谷区神宮前４-11-７ 表参道・新潟館ネスパス２Ｆ
【開設時間】10:30～18:30　【休業日】火曜日・祝日・年末年始
【TEL】03-5771-7713

有楽町オフィス
〒100-0006　東京都千代田区有楽町２-10-１ 東京交通会館８Ｆ
NPO法人ふるさと回帰支援センター内
【開設時間】10:00～18:00　【休業日】月曜日・祝日・お盆・年末年始
【TEL】090-1657-7263（相談員直通）

令和３年４月作成